## 事業者排出量削減計画書

	☑ 新規 □ 変更
(宛 先) 京都府知事	平成 23年 9月 30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	京セラ株式会社
	代表取締役社長 久芳 徹夫
	電話 075 — 604 —3503

				电印 0	70 004 0	5000		
主たる業種	その他の電子部品・デバイス・電子回路	各製造業			細分類番号	2 8	9 9	
•			<b></b> 12条第1項	第1号				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則							
	1 2条第1項第4号							
計画期間	平成	から平成 26 年 3月まで						
基本方針	全社で2010年度の温室効果ガス排出量原単位を基準として、2013年度までに8%の削減を行う。							
 計画を推進するた	社長を委員長とする「京セラグリーン会	 委員会」を設置	置し、下部に見	専門組織である	 5温暖化防止部	会、委員	会を設置	
めの体制	するとともに、環境マネジメントシステ							
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23)年度	第 2 年度 (24) 年度	第3年度 (25)年度	增加	載 率	
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量					-1.4	パーセント	
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量	5, 207. 5 トン	5,033.3 トン	4,999.4 トン	4,966.5 トン	-4. 0	パーセント	
の目標	目標の根拠減を図る。							
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度(25)年度	增加	載 率	
	事務所 <u>事業活動に伴う排出の量</u> (延床面積:千㎡)	62. 04	61.60	61. 18	<u> </u>	-1. 29	パーセント	
	事業活動に伴う排出の量						パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	既存設備の運用管 果ガス排出量の削	理強化、管理値の 減を図る。	見直し、生産効率	の向上、髙効率機器	界の導入によ	り、温室効	
		基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	備	考	
重 点 的 に 3	『施する取組の実施計画』	72.0 年度	83.0 年度	(24) 年度 111.0 华,	(25) 年度			
	(23) 年 度 既存設備の運用管理強化、管理値の見直しを行う。							
具体的な取組及び 措置の内容	(24) 年度	既存設備の運用管理強化、高効率機器の採用を行う。						
	(25) 年度	25) 年 度 空調、照明、ポンプ等において、高効率機器の採用を行う。						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	現状、公共交通機関を利用した通勤を基本としていることから、今後も 同様の取り組みを継続する。						
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由							
備,再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する	区 分	第1年度 (23) 年度		年度 年度	第3年度 (25) 年度	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		• •	0.0 トン	0.0 トン	<del></del>		
	府内産の木材の利用によるもの	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン	<b></b>		
	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の	0. 0	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	・小学校を対象に太陽光発電に関する環境 ・環境省、京都市が呼び掛けるライトダウ					0		
特 記 事 項	・当社では太陽光発電システムの製造など ・本社ビルは、214kWの太陽光発電システム す。					建築され	ておりま	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本模準産業分類の細分類番号をいいます。
  3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
  4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。